

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024
【後期実施計画】

令和2年4月
富士市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 富士市ごみ処理基本計画と後期実施計画との関係について	1
2. 計画期間	2
3. ごみ処理基本計画の施策の体系	3
4. ごみ減量目標値	5
(1) 富士市の目標	5
(2) 国・県の目標と本市実績値との比較	8
第2章 ごみ処理の現状	9
1. ごみ排出量の状況	9
2. 一般廃棄物総量	11
3. ごみの性状	12
(1) 種類組成（湿基準）の推移（事業系を含む）	12
(2) 家庭系組成分析	13
4. 資源化量	14
5. ごみ収集の状況	15
第3章 実施計画	16
1. 市の取組（前期実績、後期計画）	16
(1) 3Rの啓発及び学習の推進	16
(2) 家庭系ごみの減量と資源化	19
(3) 事業系ごみの減量と資源化	21
(4) 不法投棄対策	24
(5) 収集運搬業者の許可	25
(6) ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	26
(7) 新たな処理方法や資源化の研究	27
(8) 中間処理施設における適正処理と再資源化	28
(9) 最終処分量の削減と適正処理	30
(10) 効率的・効果的な計画の推進と進行管理	31
第4章 後期実施計画の重点目標	32
1. 食品ロス削減	32
(1) 家庭系食品ロスの削減	32
(2) 事業系食品ロスの削減	33
2. 「その他の紙」の分別及び回収の推進	34
3. 使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究	35
4. 海洋プラスチック問題への対応	36
第5章 計画の進行管理	37
1. 進行管理方法	37
2. 進行管理体制	38
3. 情報公開	38

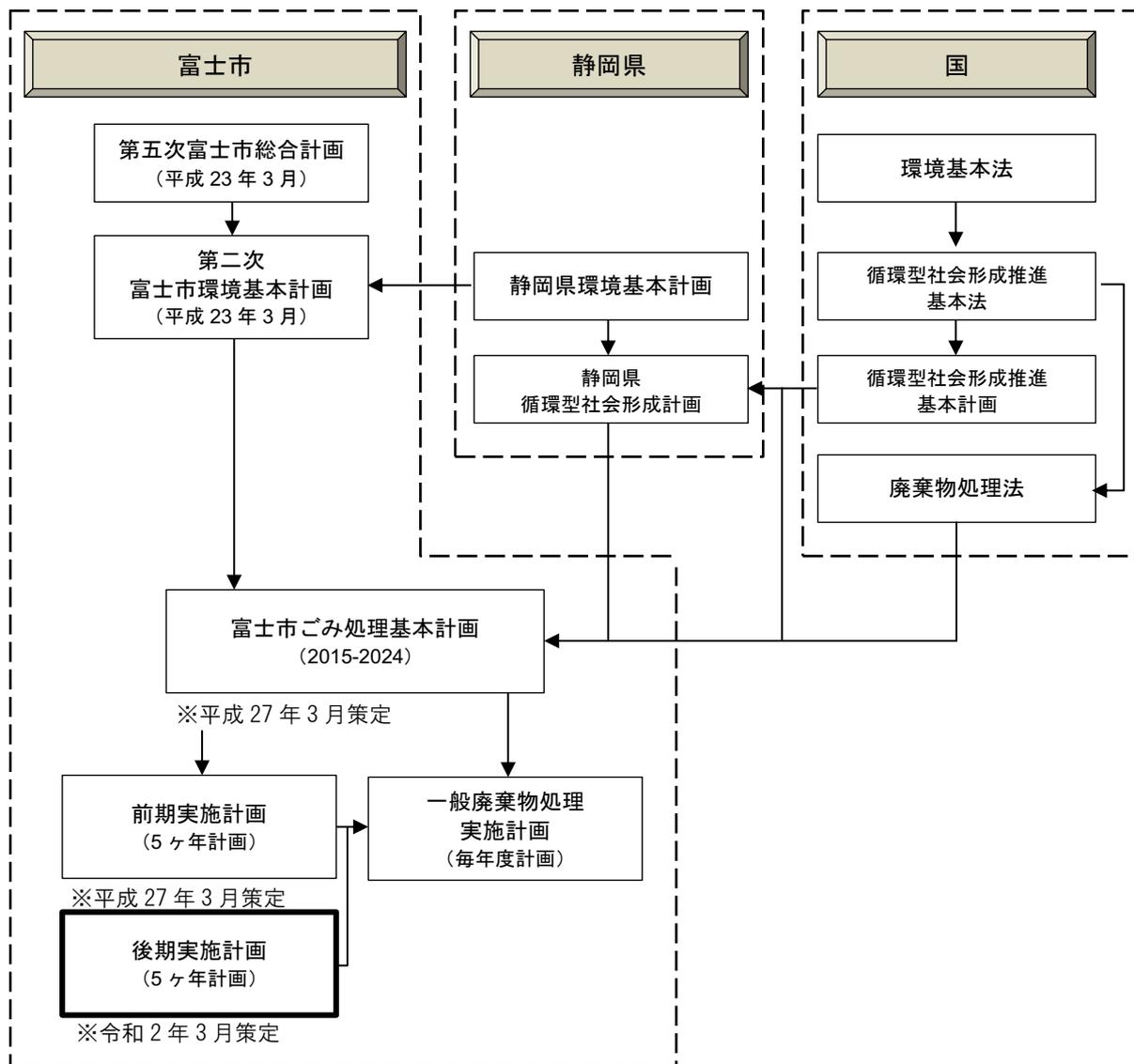
第1章 基本的事項

1. 富士市ごみ処理基本計画と後期実施計画との関係について

この後期実施計画（以降「本計画」という。）は、市の計画体系の基本となる第五次富士市総合計画を最上位計画としており、それらの施策のうち、ごみ処理に関する分野に関する長期計画（10ヶ年）となっている富士市ごみ処理基本計画（2015-2024）（以降「基本計画」という。）の後期計画（5ヶ年）となる。

また、本計画は国の環境基本法や循環型社会形成推進基本法等、静岡県の循環型社会形成計画と関連する計画でもある。

ごみ処理に関する計画は以下に示すような関係性をもって計画されるものである。



注) 太枠の部分が本計画に該当する。

各種法律・計画と本計画との関係

2. 計画期間

一般にごみ処理基本計画は、10～15年間の計画期間とされているが、本市の基本計画については、廃棄物を取り巻く状況変化に対応しやすくするため、10ヶ年計画（平成27年度～令和6年度）と比較的短期間としている。このうち本計画は、10ヶ年計画のうち後半5ヶ年を担う計画となっており、計画期間は以下のとおりである。

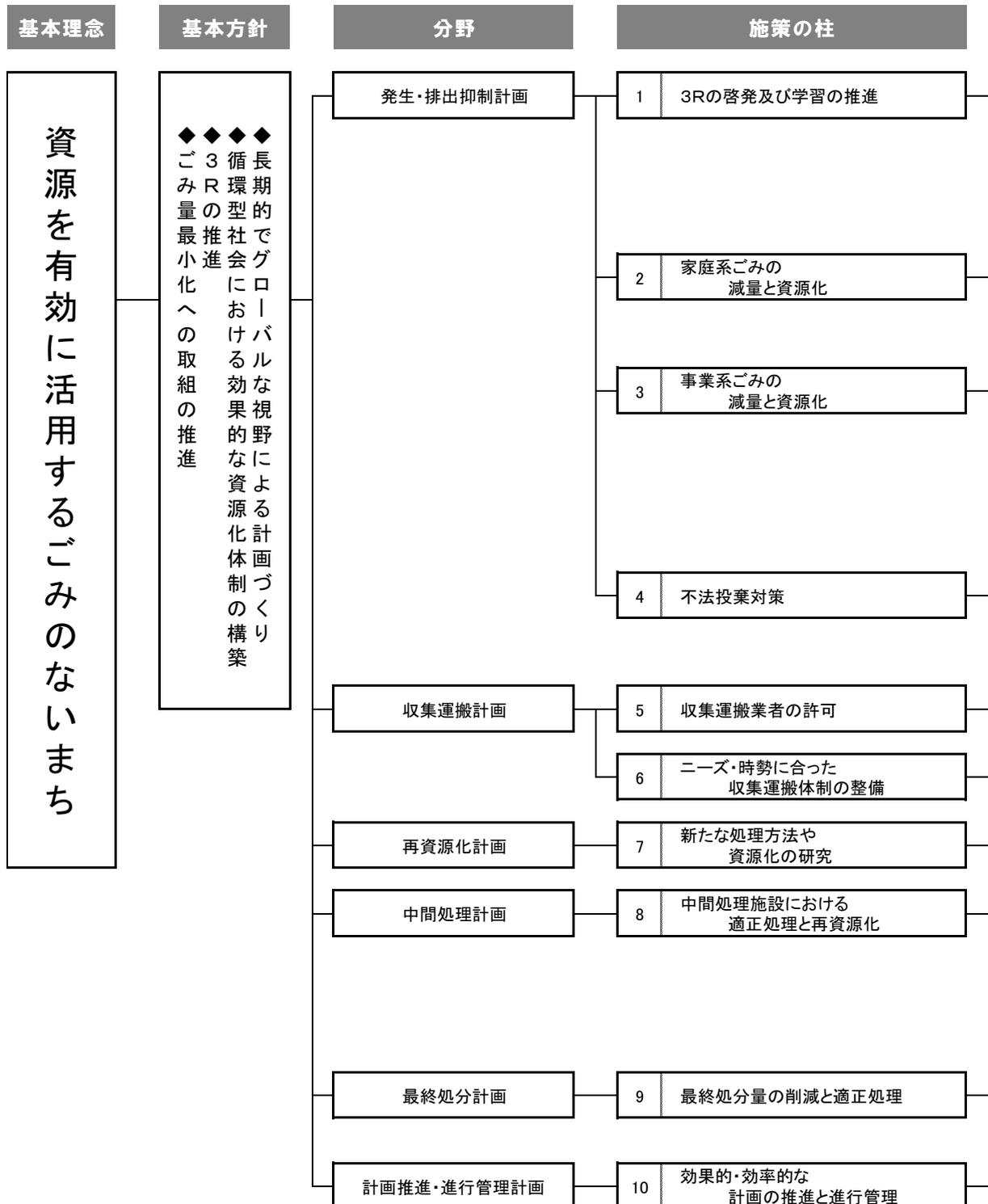
	ごみ処理基本計画	前期実施計画	後期実施計画
計画基準年次	平成26年度	平成26年度	令和元年度
計画目標年次	令和6年度	令和元年度	令和6年度
計画期間	平成27年度～令和6年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度

	年 度										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ処理基本計画	計画策定	⇨	⇨	⇨	⇨	見直し	⇨	⇨	⇨	⇨	次期計画策定
実施計画	前期実施計画策定	(前期実施計画対象期間)				後期実施計画策定	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨

※網掛け部分が本計画の該当部分

3. ごみ処理基本計画の施策の体系

本市のごみ処理における施策の体系は以下のようになっている。



施策の詳細

- ① 地域を軸とした減量啓発・指導
- ② さまざまなメディア・ツールの活用
- ③ 教育機関との連携
- ④ 市民団体との連携・活動支援
- ⑤ 各種団体、他の行政機関との連携
- ⑥ 各種イベントによる啓発
- ⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施

- ① 資源物の分別徹底
- ② 生ごみの減量と自家処理の推進
- ③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備
- ④ ごみ処理有料化の検討

- ① 指定袋の導入
- ② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導
- ③ 焼却施設での搬入検査強化
- ④ 生ごみ資源化の推進
- ⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施
- ⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設
- ⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施
- ⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し

- ① 不法投棄監視の強化
- ② 関係機関や隣接市町との連携強化
- ③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進
- ④ 不法投棄廃棄物の処理

- ① 収集運搬業のあり方
- ② 収集運搬業の新規許可の方向性

- ① 効率的な収集運搬体制の検討・整備
- ② 超高齢社会に対応した収集体制の検討

- ① 新たな処理方法や資源化の研究

- ① 環境負荷を抑えた処理施設の運転
- ② 新たな中間処理施設の整備・運転
- ③ 剪定枝資源化の継続実施
- ④ 災害廃棄物の処理
- ⑤ 他の自治体との連携
- ⑥ 適正処理困難物の取扱
- ⑦ 中間処理業に関する許可

- ① 焼却灰の資源化の検討・実施
- ② 富士環境保全公社への処理委託
- ③ 次期最終処分場の検討・整備

- ① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理
- ② 市民が参画する計画推進
- ③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備
- ④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討

4. ごみ減量目標値

(1) 富士市の目標

ごみの減量の指標及び目標値については、基本計画に従い以下のとおりとする。

目標の指標	
目標指標 1 : 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 [g/人日] (資源物除く)	家庭系ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日
目標指標 2 : 資源化率 [%]	資源化量 ÷ (家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量)
目標指標 3 : 1 人 1 日当たり焼却量 [g/人日]	(家庭系可燃ごみ量 + 事業系可燃ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日
目標指標 4 : ごみ焼却量 (事業系) [t/年]	

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

年度		実績値						目標値
		平成 25 年度 【2013】	平成 26 年度 【2014】	平成 27 年度 【2015】	平成 28 年度 【2016】	平成 29 年度 【2017】	平成 30 年度 【2018】	令和 6 年度 【2024】
人口	人	258,241	257,215	256,126	255,060	254,203	253,410	244,361 (想定人口)
家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出 量 (資源物除く)	g/人日	508	501	488	484	482	484	460
資源化率	%	12.3	13.1	13.5	13.1	13.0	13.3	19.0
1 人 1 日当たり 焼却量 (家庭系 + 事業系)	g/人日	712	688	668	666	664	659	620
ごみ焼却量 (家庭系 + 事業系)	t/年	67,198	64,620	62,705	62,079	61,662	61,005	—
家庭系	t/年	46,152	45,432	44,171	43,634	43,260	43,243	—
事業系	t/年	21,046	19,188	18,534	18,445	18,402	17,762	15,800

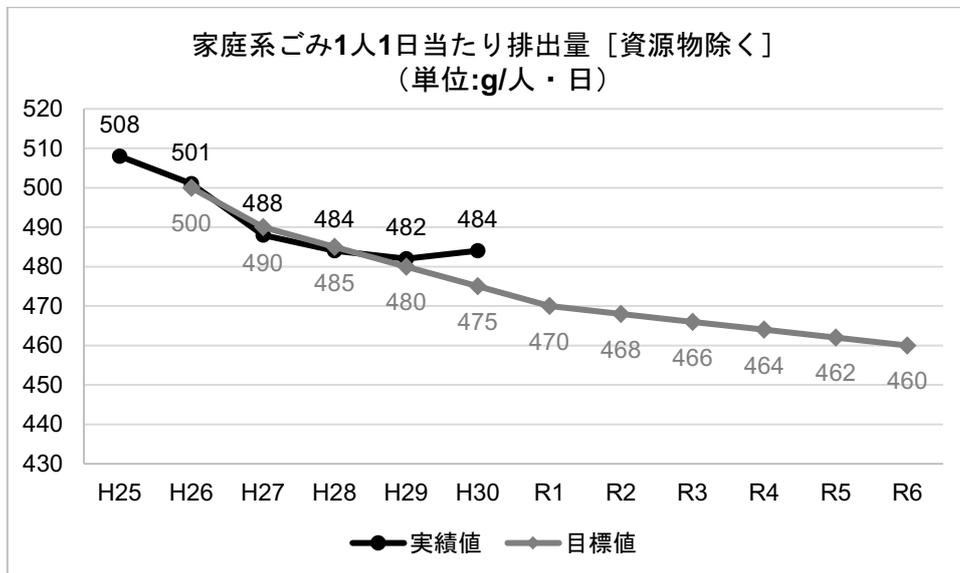
※人口の実績値は、各年度末 (3 月末) の住民基本台帳人口の値である。

※令和 6 年度の想定人口は令和 7 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く。

【目標指標1】：家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く）

家庭から出るごみについては、平成25年度から平成29年度は減少しているが、平成30年度は増加した。そのため、「資源物の分別の周知・徹底」、「食品ロス削減」、その他の施策により、令和6年までに460g/日まで減量することを目標とする。

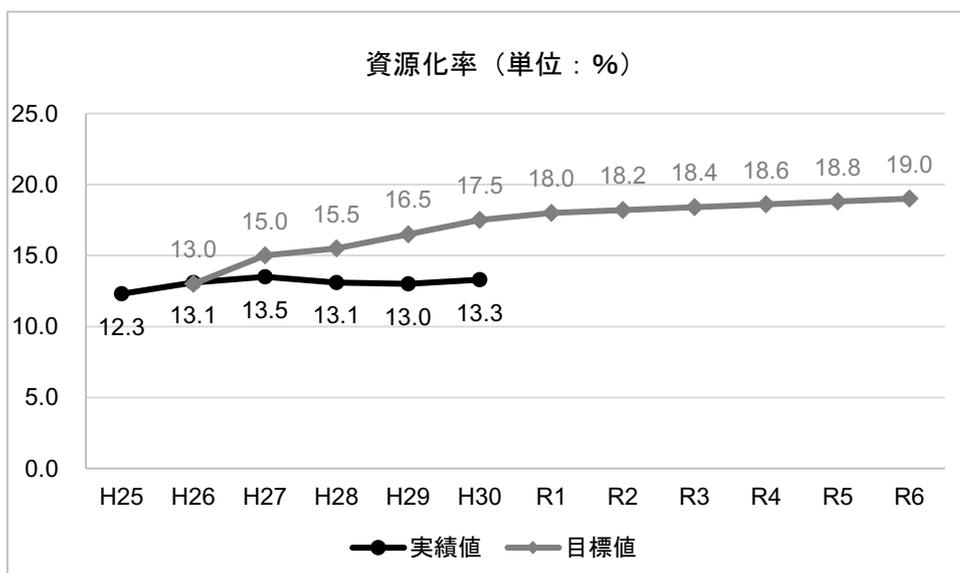


【目標指標2】：資源化率

ごみ量全体に対する「資源物として回収したごみ」や「ごみの中から資源回収した量」の比率である資源化率については横這いの状態が続いており、目標を達成できていない*。そのため、「資源物の分別の周知・徹底」、その他の施策により、令和6年度までに19%まで増加させることを目標とする。

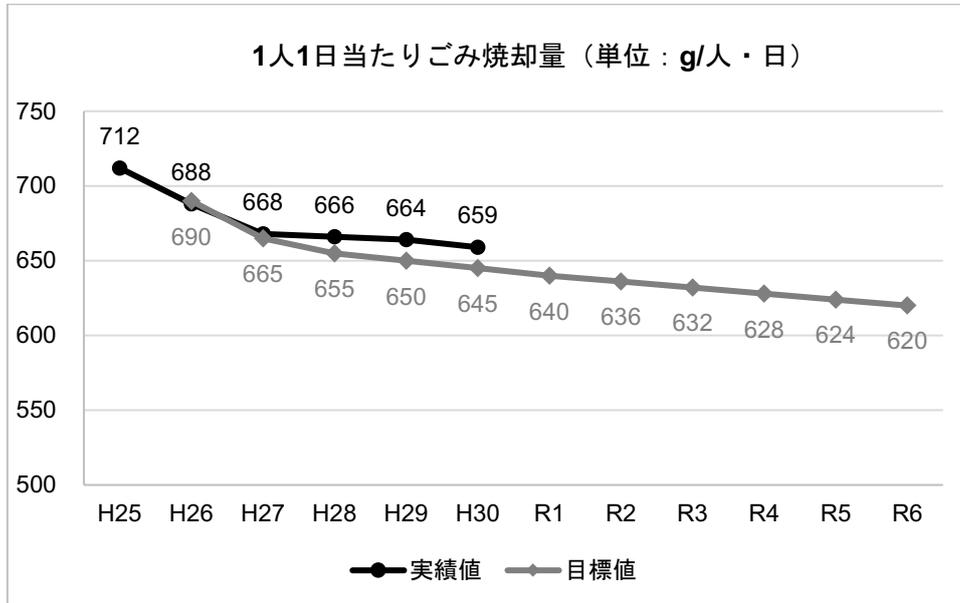
*民間回収ルートを含めると、資源化率は達成している(市が把握している民間の古紙回収量を含めると平成30年度の資源化率は19.6%)と推測される。

(平成30年度資源物量 9,638t + 民間の古紙回収量 5,656t) / (平成30年度のごみ処理基本計画対象量 72,216t + 民間の古紙回収量 5,656t) × 100



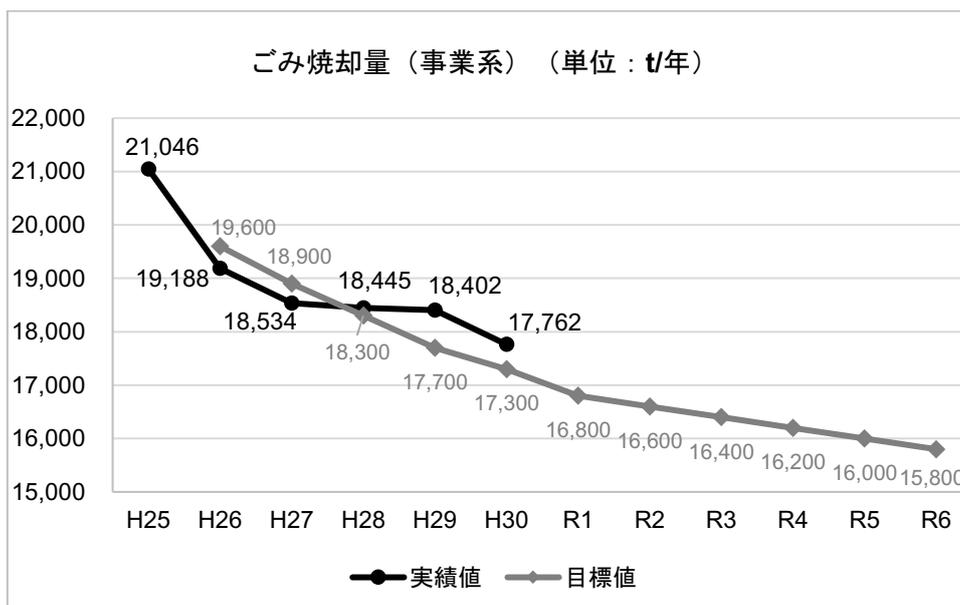
【目標指標3】：1人1日当たり焼却量 [g/人日]

1人1日当たり焼却量については、平成25年度から減少し続けているが、目標値に達していない。そのため、「資源物の分別の周知・徹底」、「食品ロス削減」、「事業系ごみ搬入検査強化及び指定袋導入」、その他の施策により、令和6年度までに620g/日まで減量することを目標とする。



【目標指標4】：ごみ焼却量 (事業系)

ごみ焼却量 (事業系) については、平成25年度以降減少し続けているが、平成28年以降は目標を達成できていない。そのため、「事業系ごみ搬入検査強化及び指定袋導入」、その他の施策により、令和6年度までに15,800t/年まで減量することを目標とする。



(2) 国・県の目標と本市実績値との比較

①国の目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)について、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であるとして、以下のように目標を設定している。

減量指標	目標(令和2年度)
家庭系1人1日当たりの排出量(g)	500
再生利用率	27%
最終処分量	平成24年度比14%減

②静岡県の目標

静岡県では、平成28年3月策定の第3次静岡県循環型社会形成計画において、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)の指標について、以下の通りの目標値を設定している。

減量指標	平成25年度実績	令和2年度(目標)
家庭系1人1日当たりの排出量(g) (外国人含む) (単位:g/人日)	543	483 (平成25年度比11%減)
最終処分率(%) (最終処分量/排出量×100)	6.3	4.2 (平成25年度比2ポイント減)

③令和2年度の国や県の目標値と本市実績値との比較

国及び県では「家庭系1人1日当たりの排出量」について、国が500g、静岡県が483gを目標としている。最終処分量については、国では平成24年度比で14%削減を目標としている。県では、最終処分量は経済動向や人口の影響を受けやすい傾向があることから、量に関わらず、資源化などの取組みが測れる質的視点として「最終処分率」(排出量に対する最終処分量の割合)を目標指標とし、平成25年度までの対前年度平均減少率を維持することを目指し、令和2年度の目標値を4.2%としている。

本市では、平成30年度の「家庭系1人1日当たりの排出量」は484g/人日となっており、国の目標値は下回っているものの、県の目標値には届いていない。国及び県ともに令和2年度以降についても更なる減量を目指すことが予想されるため、本市においても、排出量や最終処分量の減量を一層推進することが求められる。

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ排出量の状況

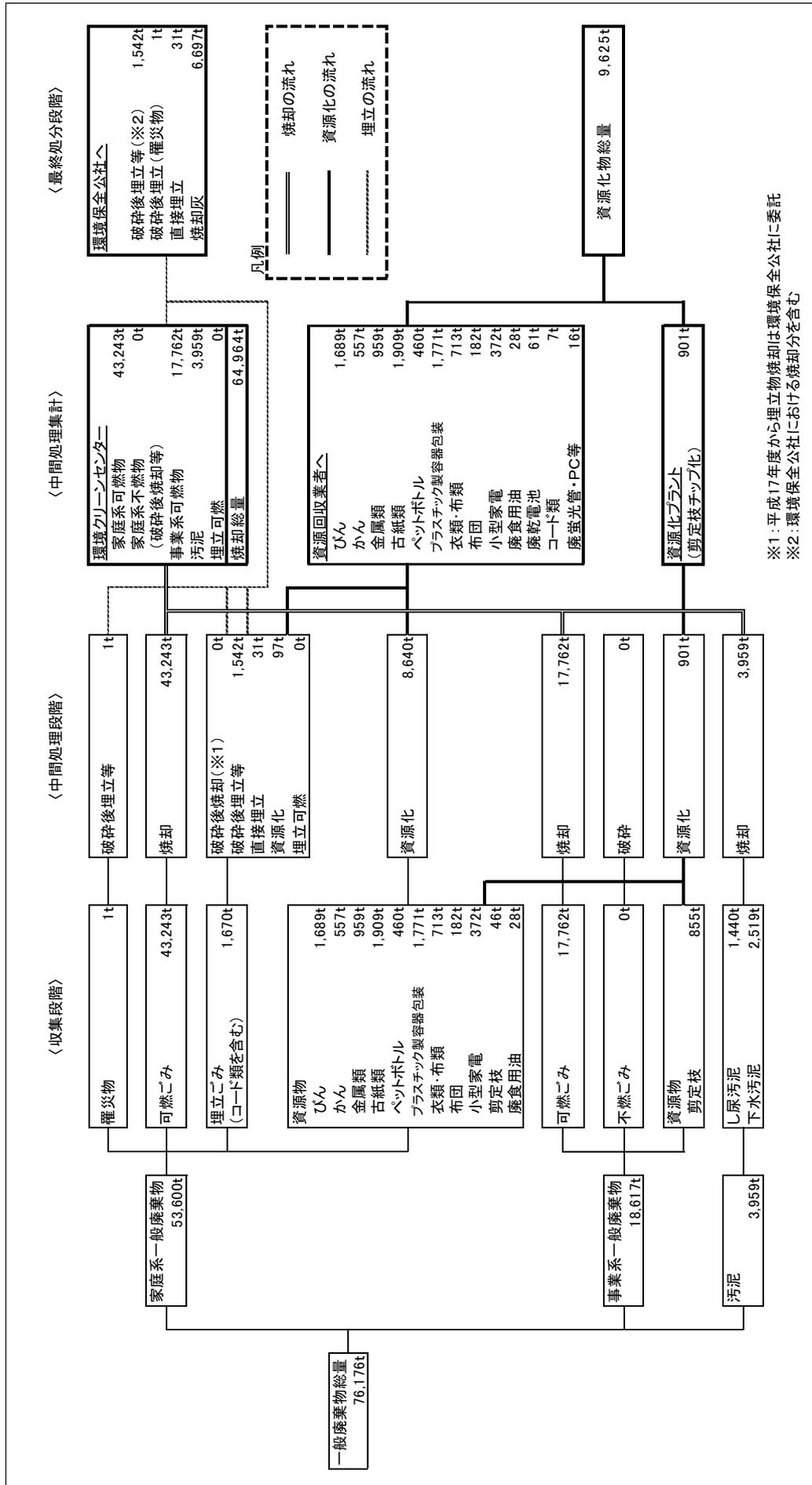
平成25年から平成30年までのごみ排出量の実績を下表に示す。計画収集量(家庭ごみ)、直接搬入量(持込ごみ)ともに減少しているが、許可業者搬入量の減少が主たる理由となっている。

資源物については、古紙類が平成26年度の協働型古紙回収制度開始により一時的に増加となったが、古紙の多くを占める新聞や雑誌の発行数の減少に伴い、減少傾向が続いている。

ごみ排出量の実績

項目	単位	年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	人	258,241	257,215	256,126	255,060	254,203	253,410
計画収集(家庭ごみ)	t/年	57,229	56,294	55,035	53,954	53,569	53,600
可燃ごみ	t/年	46,152	45,432	44,171	43,634	43,260	43,243
埋立ごみ	t/年	1,853	1,704	1,699	1,590	1,610	1,670
罹災物	t/年	470	170	100	62	137	1
資源物	t/年	8,754	8,988	9,065	8,668	8,562	8,686
びん	t/年	1,752	1,728	1,705	1,788	1,764	1,689
かん	t/年	671	614	598	577	560	557
金属類	t/年	851	799	864	863	900	959
古紙類	t/年	2,301	2,694	2,379	2,273	2,004	1,909
ペットボトル	t/年	506	471	447	427	430	460
プラスチック製容器包装	t/年	1,849	1,850	1,838	1,795	1,762	1,771
衣類・布類	t/年	443	465	748	553	633	713
布団	t/年			112	21	116	182
剪定枝	t/年	66	55	58	51	44	46
廃食用油	t/年	20	22	28	29	29	28
小型家電	t/年	295	290	288	291	320	372
直接搬入(持込ごみ)	t/年	26,203	24,530	23,745	23,554	23,264	22,576
可燃ごみ	t/年	25,399	23,639	22,889	22,705	22,501	21,721
許可業者	t/年	21,046	19,188	18,534	18,445	18,402	17,762
し尿汚泥	t/年	1,509	1,583	1,488	1,467	1,482	1,440
下水汚泥	t/年	2,844	2,868	2,867	2,793	2,617	2,519
資源物	t/年	804	891	856	849	763	855
剪定枝	t/年	804	891	856	849	763	855
合計	t/年	83,432	80,824	78,780	77,508	76,833	76,176

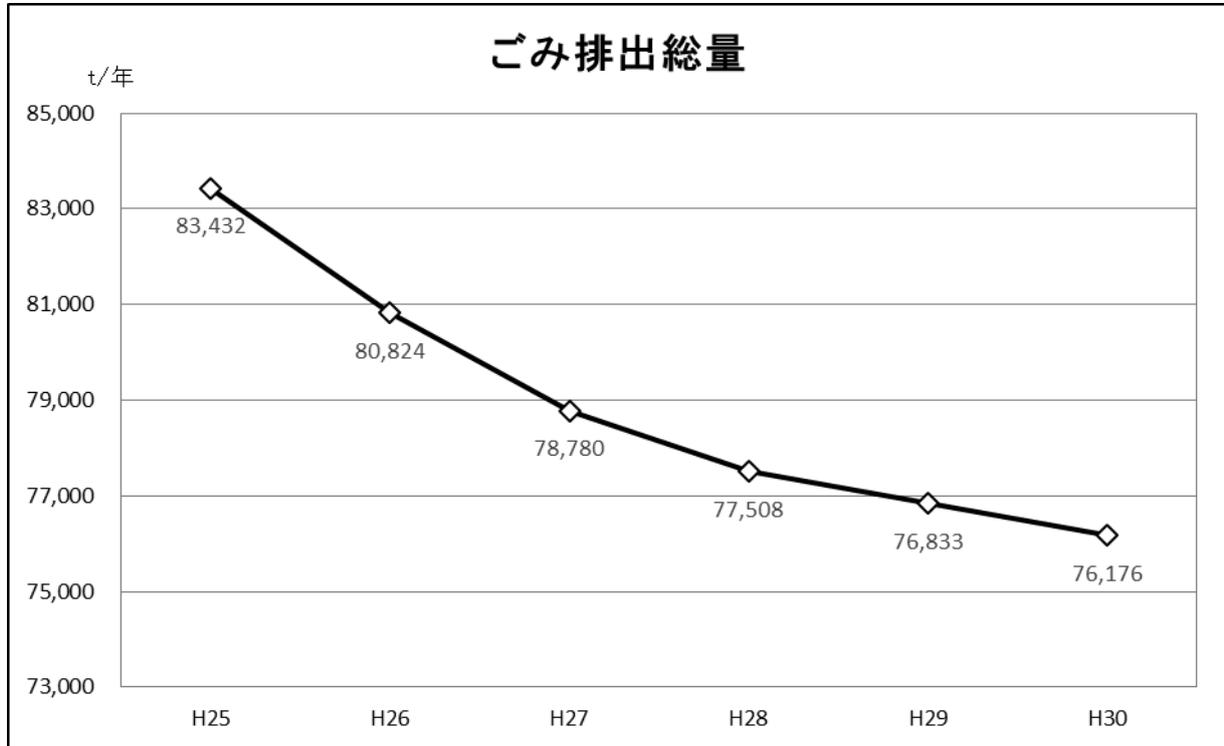
※人口は各年度末(3月31日)の数値。



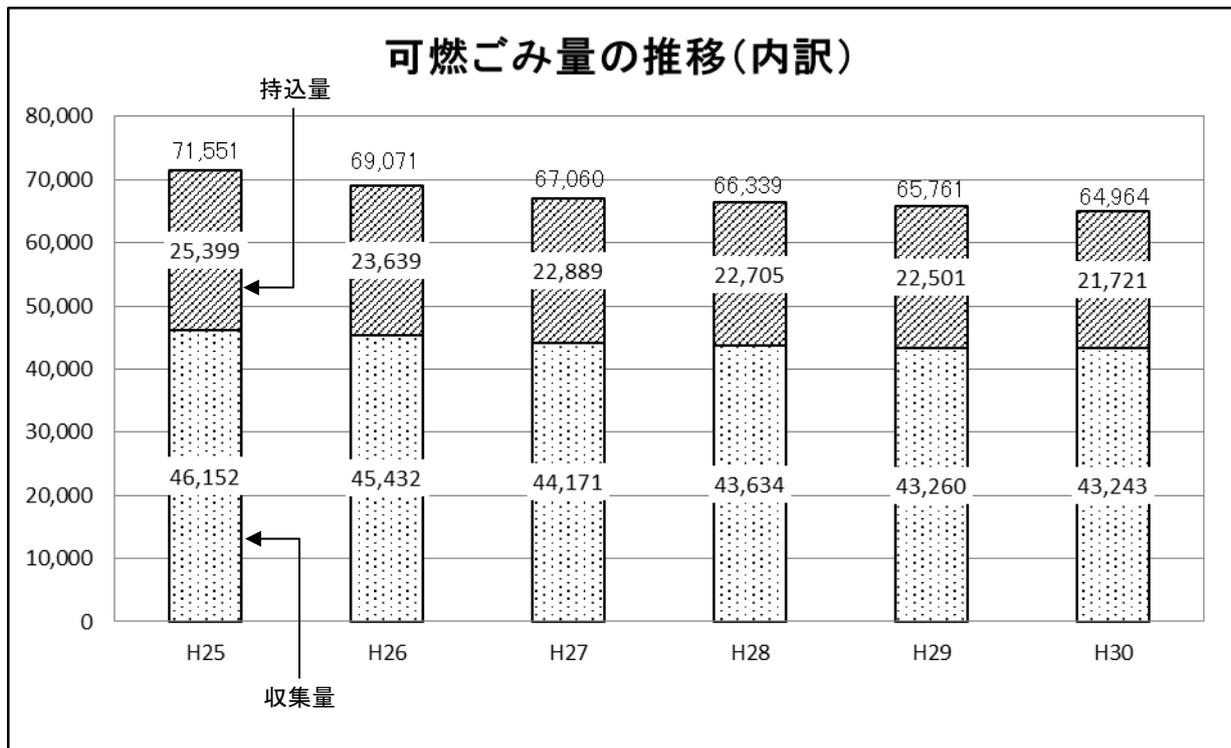
富士市のごみ処理体系図 (平成30年度実績)

2. 一般廃棄物総量

市の「ごみ排出総量」は平成13年度以降、旧富士川町との合併時を除いて減少傾向が続いている。ごみ排出総量のうち「可燃ごみ量」も収集量、持込量共に減少し続けている。平成22年度より人口は減少してはいるが、ごみの減量は順調に進んできている。



※資源物を含む。



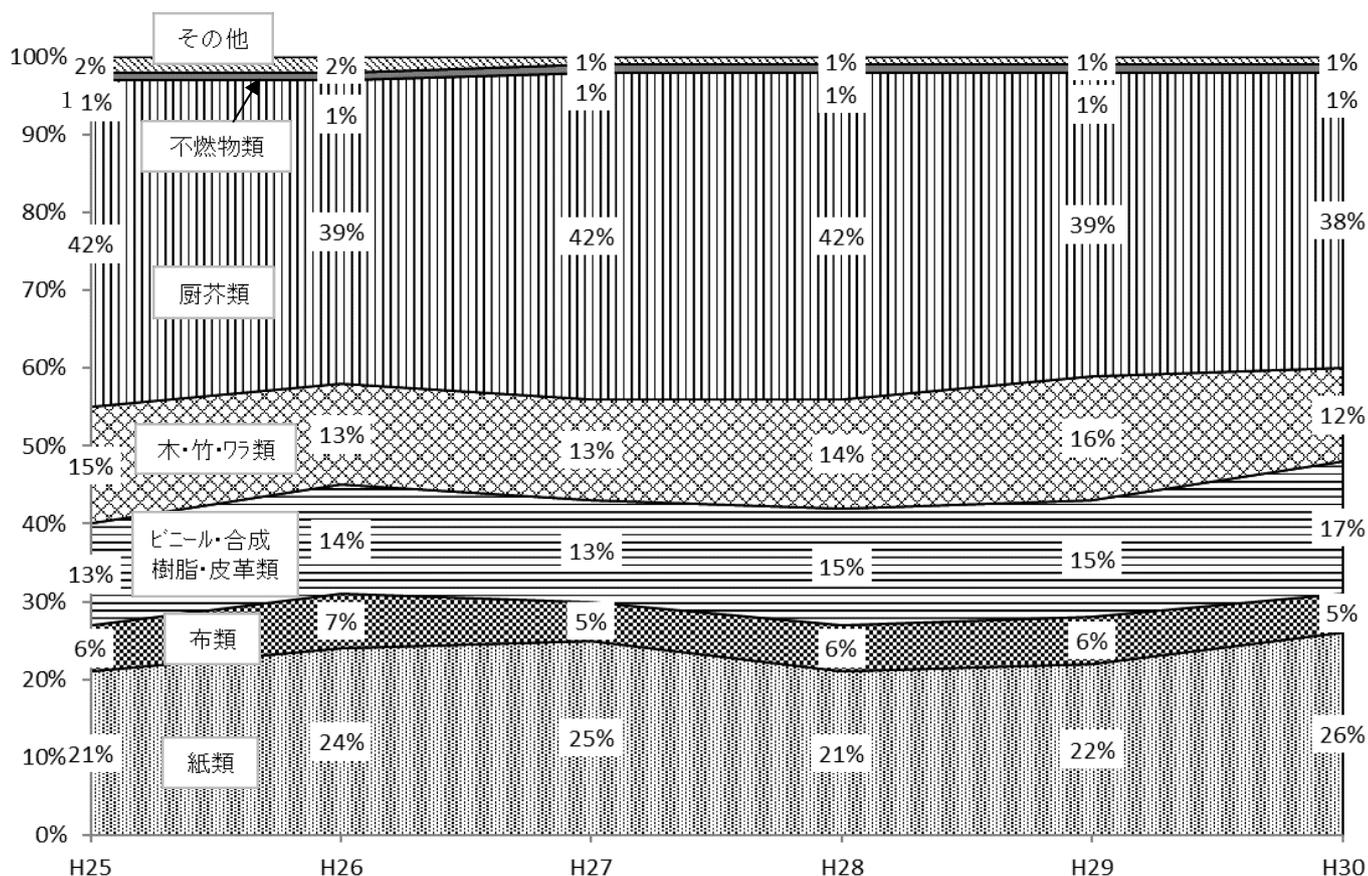
3. ごみの性状

平成 25 年度～平成 30 年度の富士市環境クリーンセンターに搬入された可燃ごみのごみ質調査結果の各年度平均値をまとめた。

(1) 種類組成（湿基準）の推移（事業系を含む）

湿基準による種類組成の推移は次図のとおりで、ここ最近の傾向を見ると、「厨芥類」、「紙類」、「木・竹・わら類」が多くを占め、それぞれ、おおよそ 40%、25%、15%となっている。

また、平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると、「ビニール・合成樹脂・皮革類」が増加している。



注 1) 湿基準とは：ごみの組成を分析する際の乾燥処置を行う前の状態での数値のことをいう。実際の収集直後のごみの状態。

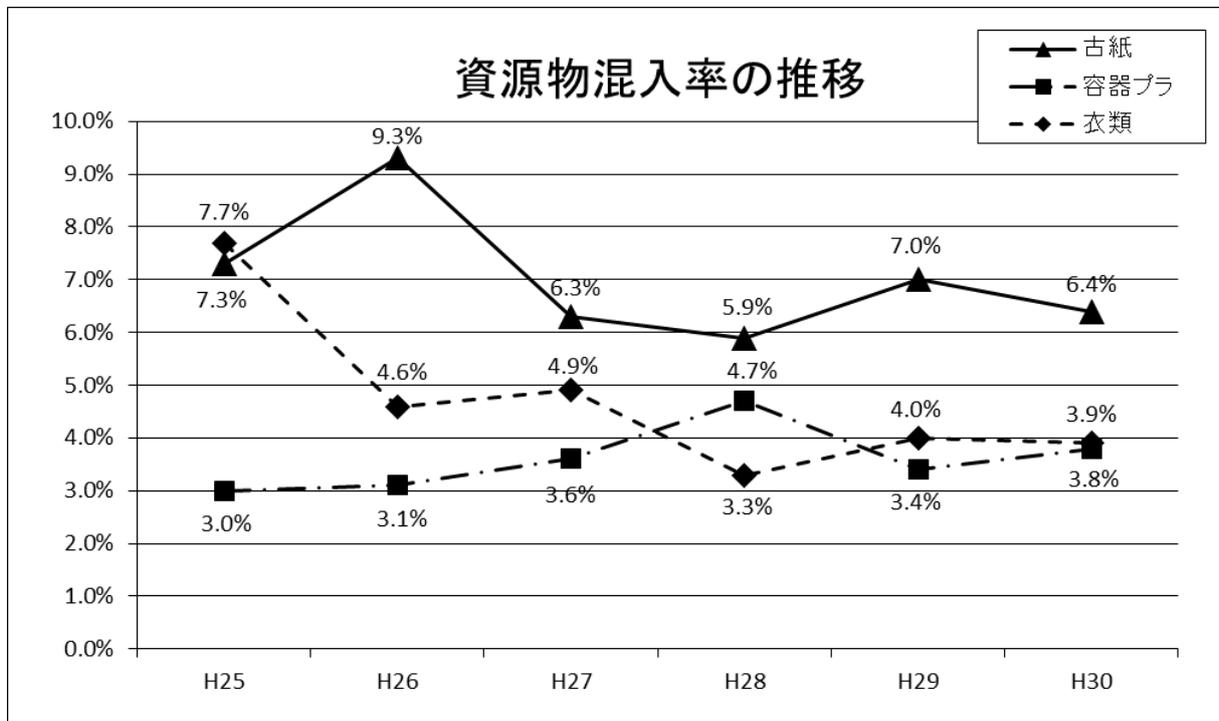
注 2) グラフ中の数値 (%) は、端数処理により合計値が 100% とならない場合がある。

(2) 家庭系組成分析

家庭系可燃ごみの組成分析結果は、次表のとおりである。古紙については、平成27年度から「その他の紙」が資源物専用指定袋でも排出できるようになったことから、可燃ごみへの混入が大幅に減少した。衣類については、まちづくりセンター等での拠点回収が定着してきたことから、減少傾向にある。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		構成比 (混入率) 平均
	kg	%											
古紙	36.2	7.3	42.7	9.3	33.3	6.3	27.0	5.9	34.8	7.0	75.6	6.4	7.0
かん・金属	0.9	0.2	0.6	0.1	0.5	0.1	0.7	0.2	3.0	0.6	1.1	0.1	0.2
ガラスびん	0.2	0.0	0.5	0.1	0.4	0.1	0.6	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1
ペットボトル	0.6	0.1	1.2	0.3	0.5	0.1	1.1	0.2	0.9	0.2	2.7	0.2	0.2
容器包装プラスチック	14.9	3.0	14.4	3.1	18.9	3.6	21.2	4.7	16.7	3.4	44.4	3.8	3.6
埋立ごみ	0.7	0.1	0.5	0.1	1.9	0.4	1.3	0.3	0.2	0.0	5.2	0.4	0.2
衣類	38.2	7.7	21.3	4.6	25.8	4.9	14.8	3.3	19.8	4.0	45.9	3.9	4.7
剪定枝	0.0	0.0	2.9	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	34.1	6.9	0.0	0.0	1.2
生ごみ	215.4	43.4	184.1	40.1	157.6	29.9	118.4	26.0	167.7	33.7	358.9	30.4	33.9
製品プラスチック	3.6	0.7	6.8	1.5	15.2	2.9	29.7	6.5	6.9	1.4	16.0	1.4	2.4
その他可燃ごみ	185.8	37.4	184.4	40.1	272.4	51.7	240.1	52.8	213.4	42.9	632.2	53.5	46.4
合計	496.4	100.0	459.4	100.0	526.5	100.0	455.0	100.0	497.6	100.0	1182.2	100.0	100.0

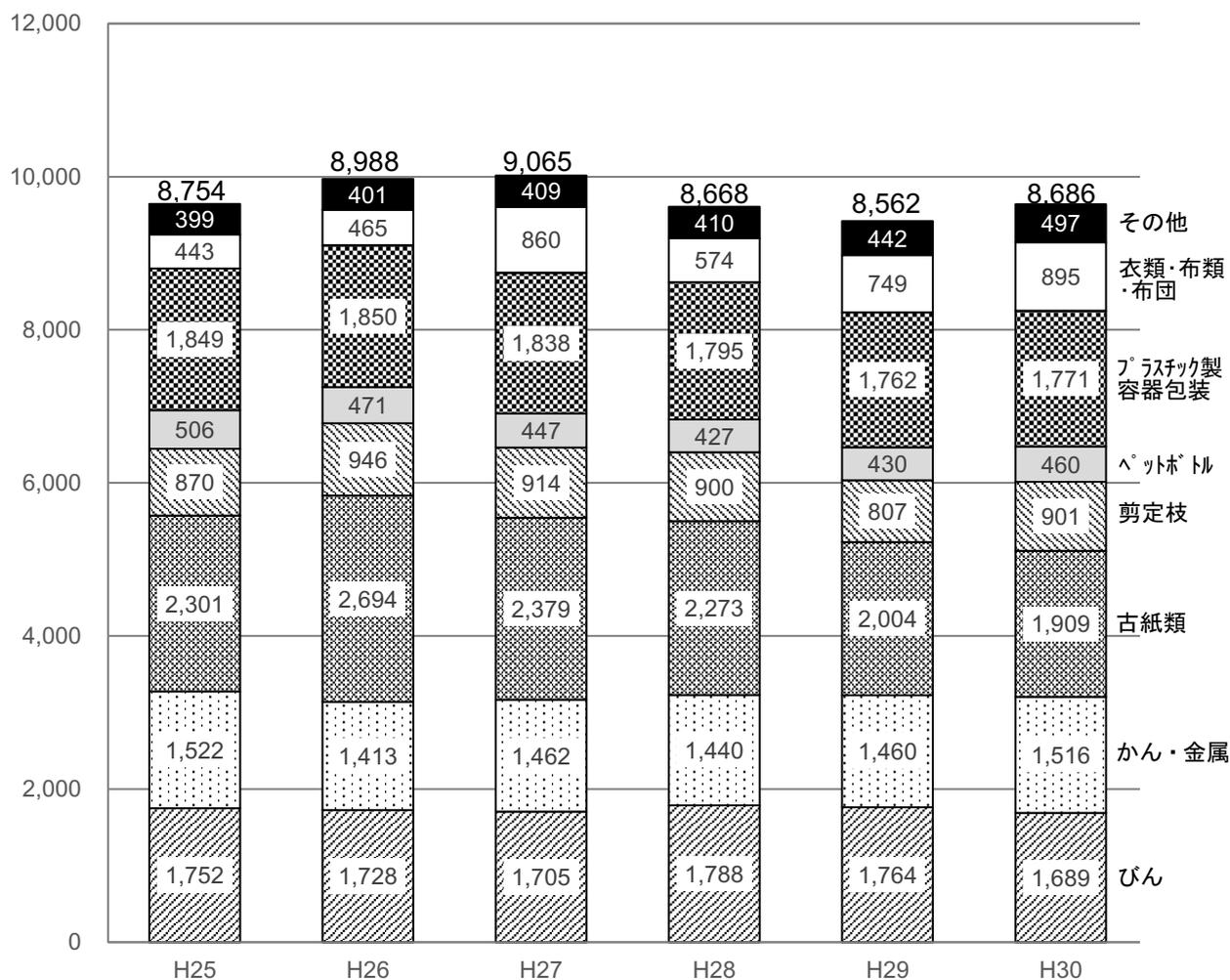
※平成30年度から年2回実施



4. 資源化量

資源化量は、平成 26 年度の協働型古紙回収事業の開始により一時的に増加したが、古紙の多くを占める新聞や雑誌の発行数の減少に伴い、回収量が減少している。一方、平成 29 年度の布団類再資源化の開始により、衣類・布類・布団の回収量が増加している。資源物全体では、ほぼ横ばいの状況が続いている。

資源化量（内訳）



5. ごみ収集の状況

市内から排出される一般廃棄物を収集する方法には、家庭ごみを市の責任において収集するもの（計画収集）と事業系一般廃棄物を対象として許可業者が収集を行ったり、一時多量ごみや引っ越しごみを環境クリーンセンターへ持ち込んだりするもの（直接搬入）がある。

計画収集するごみには、その区分に応じて収集場所、排出形態、収集頻度などが決められている。

ごみ計画収集区分

ごみの区分		収集場所	排出形態	収集又は排出頻度
可燃ごみ		ステーション	指定袋(半透明黄色)	週2回
資源物	剪定枝	ステーション (事前申込必要)	麻紐・縄括り	週1回
	プラスチック製容器包装	ステーション	指定袋(透明)	週1回
	びん類	ステーション	コンテナ	月1回
	ペットボトル	ステーション	ネット	月1回
		拠点	回収ボックス	随時
	かん	ステーション	指定袋(透明)	月1回
	金属類	ステーション	そのまま	月1回
	古紙類	ステーション	紙紐括り ※その他の紙は紙袋 または指定袋(透明)	月1回 ※令和2年度から
	衣類・布類	ステーション	指定袋(透明)	月1回
		拠点	指定袋(透明)	随時
	布団	ステーション	そのまま	月1回
	廃食用油	拠点	密閉容器	随時
小型家電製品	ステーション	そのまま	月1回	
	拠点	回収ボックス	随時	
埋立ごみ		ステーション	品目により異なる	月1回

第3章 実施計画

1. 市の取組（前期実績、後期計画）

本市の取組について、その内容と前期の取組実績及び後期計画は以下のとおりである。原則として、基本計画に定めたスケジュールに従うものとするが、時期が不確定のものについては、適宜実施として取り扱うものとする。

（1）3Rの啓発及び学習の推進

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
3Rの啓発及び学習の推進	① 地域を軸とした減量啓発・指導	→	→	→	→	→
	② さまざまなメディア・ツールの活用	→	→	→	→	→
	③ 教育機関との連携	→	→	→	→	→
	④ 市民団体との連携・活動支援	→	→	→	→	→
	⑤ 各種団体、他の行政機関との連携	→	→	→	→	→
	⑥ 各種イベントによる啓発	→	→	→	→	→
	⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	→	→	→	→	→

① 地域を軸とした減量啓発・指導

地域を軸としたごみ減量推進体制を整え、地域ぐるみでごみ減量に取り組むことができる環境を整備する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのごみ減量説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量推進員」の他自治体の事例調査実施 ・「ごみ減量推進員」設置に向けた関係機関との協議、実施内容の検討 ・新しい役職、組織の整備等について、町内会（区）からの意見聴取実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会（区）に新しい役職を創設するという手法の実施可能性の判断 ・新しい役職、体制の整備を要しない手法の検討

② さまざまなメディア・ツールの活用

さまざまなメディアや時代に合ったツールを活用し、ごみ減量の啓発やごみ処理施策の広報を行う。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイト情報掲載 ・ごみ情報紙「ごみへらタイムズ」の発行 ・食品ロス削減リーダーむすびんのインスタグラム開設 ・広報ふじ、広報ふじトピックスによるごみ減量PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規ごみ分別アプリの導入

③ 教育機関との連携

小学校・中学校等の教育機関と連携をとり、ごみ減量に関する出前講座などを開催し、ごみや環境に対する意識の醸成を図る。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・ポイ捨て禁止ポスター展の実施 ・小学校4年生向け生ごみ堆肥化、ごみ減量出前講座の実施 ・中学生向けごみ減量出前講座の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・環境クリーンセンターの見学受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境クリーンセンターの見学受け入れ

④ 市民団体との連携・活動支援

環境啓発などを行う市民団体と連携をとり、効果的な啓発や学習活動を実施するとともに、活動を支援する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・富士市のごみを考える会への市民活動支援補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度をもって終了
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども環境くらぶへの市民活動支援補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度をもって終了
<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と連携した啓発や学習活動の検討、支援 <p>【前期に実施した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政いきいき講座 ・富士友の会による食品ロス削減講座(市民提案型協働事業) ・町内会連合会と協力した啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続 ・市民提案型協働事業の活用

⑤ 各種団体、他の行政機関との連携

事業所の団体や他の自治体と連携した効果的な啓発・学習事業を実施する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡ガスによるエコ・クッキング講座 ・県と連携したごみ減量キャンペーンの実施 ・事業者と連携したごみ減量・適正排出の啓発の実施 <p>【前期に実施した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内スーパーにおける啓発活動 ・商店街、飲食店組合等と協力した食品ロス削減イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

<p>⑥ 各種イベントによる啓発 各種イベントへの出展などを継続的に実施し、効果的なごみ減量啓発を実施する。</p>	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・緑と花の百科展、環境フェアに出展 ・地域の体育祭や文化祭での啓発の実施 ・市民団体が開催するイベントでの啓発 <p>【前期に啓発を行った市民団体のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の市(吉原商店街) 軽トラ市(富士本町商店街) ハロウィンフェスタ(富士本町商店街) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年や未就学児及びその保護者を対象とした啓発の実施 ・高齢者が集う場を活用した啓発の実施

<p>⑦ 啓発・学習拠点の整備と効果的・効率的な運営方法の検討・実施 啓発・学習活動を常時実施できる拠点を整備し、効果的・効率的な運営方法を検討・実施する。</p>	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・新環境クリーンセンターの循環啓発棟の建設計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境クリーンセンターの循環啓発棟の開設・運営

(2) 家庭系ごみの減量と資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
減量と資源化 家庭系ごみの	① 資源物の分別徹底	→	→	→	→	→
	② 生ごみの減量と自家処理の推進	→	→	→	→	→
	③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	→	→	→	→	→
	④ ごみ処理有料化の検討	→	→	→	→	→

① 資源物の分別徹底

【古紙】

再生不適物として可燃ごみにしている感熱紙やシール、アルミ加工紙などをその他の紙として収集することにより、可燃ごみの減量を図る。また、指定袋による排出を可能とし、分別の徹底を図る。

【衣類・布類】

拠点回収を実施している衣類・布類について、指定袋による月1回のステーション回収を並行して実施し、収集量増加と可燃ごみへの混入率低下を図る。また、布団類を回収対象に加える。

【プラスチック製容器包装】

住民説明会や各種啓発メディアを通じて分別徹底を呼びかける。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の紙の対象物の拡大と指定袋による回収の実施 ・衣類・布類・布団類のステーション回収の実施 ・資源物の分別に関する説明会の実施 ・可燃ごみ組成分析調査の実施 調査項目に食品ロス（直接廃棄）の計測開始（H29～） 調査を年2回に増加（H30～） ・ラジオ・新聞等による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続 <p>※「その他の紙」については、第4章「後期実施計画の重点目標」2.「「その他の紙」の分別及び回収の推進」を参照</p>

② 生ごみの減量と自家処理の推進

生ごみの水切りやエコクッキングの推進などによる生ごみの減量、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器などによる生ごみの自家処理推進により、可燃ごみの4割を占める生ごみの減量と資源化を図る。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみに占める生ごみの割合が3割に減少 ・ごみ情報紙や地区説明会で水切りの徹底、生ごみの自家処理などの啓発の実施 ・エコ・クッキング講座、食品廃棄物削減講座の実施 ・EMぼかし生ごみ堆肥化用資材の配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続 <p>※「食品ロス削減」については、第4章「後期実施計画の重点目標」1.「食品ロス削減」(1)「家庭系食品ロスの削減」を参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機器購入費補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度をもって終了
<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールコンポストの販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月をもって終了予定

③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備

不用品リユース・リサイクル拠点について検討・整備し、家具などの耐久消費財の再利用を促進してごみ減量を図るとともに、市民の「もったいない」意識を醸成する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・新環境クリーンセンターに循環啓発棟の建設計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境クリーンセンターの循環啓発棟の開設・運営 ・新環境クリーンセンターでのリユース食器の貸し出し事業の実施 ・新環境クリーンセンターでの、家具の修理・販売 ・フリーマーケットや不用品交換会等の情報収集と情報提供

④ ごみ処理有料化の検討

可燃ごみ減量施策の成果を注視し、ごみ減量効果が十分でないときは、ごみ処理有料化を検討・実施する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ量の推移検証 ・可燃ごみ組成分析調査実施 ・他市のごみ処理有料化現状調査 ・審議会においてごみ処理有料化の諮問・答申 <p>【答申内容】</p> <p>家庭系可燃ごみの有料化は行わない。</p> <p>粗大ごみの有料化を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの排出状況調査 ・粗大ごみ有料化の検討

(3) 事業系ごみの減量と資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
減量と資源化 事業系ごみの	① 指定袋の導入	—————▶				
	② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導	—————▶				
	③ 焼却施設での搬入検査強化	—————▶				
	④ 生ごみ資源化の推進	—————▶				
	⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施	—————▶				
	⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設	—————▶				
	⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施	—————▶				
	⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —▶

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

① 指定袋の導入 排出事業所の責任明確化と分別徹底、他自治体のごみの搬入防止を図るため、指定袋を導入する。	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との意見調整 事業系指定袋のモデル事業 	<ul style="list-style-type: none"> 事業系指定袋の導入に向けた販売方法等の検討 事業系指定袋の導入に向けた排出事業所への説明

② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導 許可業者が搬入するごみの中には再生可能な紙類や廃プラスチック（産業廃棄物）が混入しているため、分別の徹底を啓発・指導する。	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を中心とした訪問指導の実施 搬入検査と連動した排出事業所の指導 業界団体等での分別講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 前期事業の継続 コンビニエンスストアへの重点的な指導

③ 焼却施設への搬入検査強化 許可業者がルールを守り適正にごみを搬入しているかを厳正にチェックするため、搬入検査体制を強化する。	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> 高頻度での搬入検査の実施 自走式ごみ搬入検査機の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> 前期事業の継続 自走式ごみ搬入検査機を利用した効率的な搬入検査の実施

④ 生ごみ資源化の推進

スーパーや飲食店など生ごみが多量に排出される事業所に対し、大型生ごみ処理機の導入を促進する。また、民間事業者による生ごみ資源化施設の活用など、事業系生ごみのリサイクルルートの研究を行う。

前期実績	後期計画
・大型生ごみ処理機補助金の交付	・前期事業の継続
	・食品ロス削減に関する働きかけ ※第4章「後期実施計画の重点目標」1.「食品ロス削減」 (2)「事業系食品ロスの削減」を参照

⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施

事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づき、対象事業所への訪問指導等を実施し、ごみ減量を図る。

前期実績	後期計画
・年次計画書のデータベース化 ・データを活用した事業所訪問指導	・前期事業の継続
・対象事業所の評価づけと指導	・対象事業所へのごみ減量に関するコンサルティング

⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設

少量排出事業所が適正に処理費用を負担するごみの排出制度を創設し、公平な費用負担を図る。

前期実績	後期計画
・先進事例研究 ・アンケート等の実施による関係者意見聴取 ・モデル事業実施に向けた検討、モデル事業実施 ・制度設計、対象事業者への周知、新制度実施	・モデル事業実施の結果、制度の創設は断念

⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施

生ごみ等の可燃ごみが多い飲食店などを中心にスマートショップ認定を進め、継続的なごみ減量指導を実施する。

前期実績	後期計画
・食べ残し削減啓発の実施 ・ごみ適正排出の周知徹底	・前期事業の継続
・ごみ分別アプリとの連動による市民への周知	・SNSやごみへらしタイムズを活用した市民への周知

⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し 税制改正時やごみ減量施策の効果が見られないときは、ごみ処理料金の見直しを検討する。	
前期実績	後期計画
・事業系ごみ量の検証と処理料金見直し検討	・令和2年4月に改定

(4) 不法投棄対策

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄対策	① 不法投棄監視の強化	■	■	■	■	■
	② 関係機関や隣接市町との連携強化	■	■	■	■	■
	③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進	■	■	■	■	■
	④ 不法投棄廃棄物の処理	■	■	■	■	■

① 不法投棄監視の強化

職員による不法投棄監視パトロールのほか、各地区から選出され市の委嘱を受けた不法投棄監視パトロール隊と協力し、山間部や河川敷、海岸等の不法投棄の未然防止を図る。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール隊研修会の実施 ・事業所や民間団体との協働による不法投棄監視の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

② 関係機関や隣接市町との連携強化

不法投棄対策では、警察や県と連携し、情報の共有に努めるほか、隣接する自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止対策の強化を図る。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・警察、県、隣接自治体等と連携した情報共有や監視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進

自己所有地及び管理地に不法投棄されないように、不法投棄禁止の看板を配布するほか、清潔の保持を呼びかけ、柵の設置など防止対策の実施を促す。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な不法投棄防止対策の検討 ・不法投棄防止看板の配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

④ 不法投棄廃棄物の処理

不法投棄がされた場合、投棄者に適正処理を指導する。投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者に処理責任が及ぶため、所有者・管理者に適正処理を指導する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・投棄者、土地所有者等への適正処理の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

(5) 収集運搬業者の許可

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
許可	① 収集運搬のあり方	→	→	→	→	→
	② 収集運搬業の新規許可の方向性	→	→	→	→	→

① 収集運搬業のあり方

事業系一般廃棄物収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者が担うことを原則とする。

前期実績	後期計画
・収集運搬業更新申請受付 (H27、H29、R1)	・収集運搬業更新申請受付 (R3、R5)

② 収集運搬業の新規許可の方向性

事業系一般廃棄物の発生量の増加が見込まれず、現在の収集運搬業者の能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないこととする。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合は、この限りではない。

前期実績	後期計画
・事業系一般廃棄物量と許可業者の収集運搬能力の把握と検証	・前期事業の継続

(6) ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
体 収 集 制	① 効率的な収集運搬体制の検討・整備	→	→	→	→	→
	② 超高齢社会に対応した収集体制の検討	→	→	→	→	→

<p>① 効率的な収集運搬体制の検討・整備</p> <p>直営収集の段階的な民間委託への切り替え、家庭系ごみ直接持ち込み数の抑制、集積所数や収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制を検討・整備する。</p>	
前期実績	後期計画
・効率的な収集ルートの検討	・前期事業の継続

<p>② 超高齢社会に対応した収集体制の検討</p> <p>高齢社会の進展によるごみ排出困難世帯の増加に対応できる収集運搬体制を検討・実施する。</p>	
前期実績	後期計画
<p>・特定の世帯を対象とした戸別回収の実施</p> <p>【戸別回収の対象】</p> <p>対象品目：家具や家電製品などの大型ごみ</p> <p>対象世帯：65歳以上の方か、障害者の方のみの世帯</p>	・前期事業の継続

(7) 新たな処理方法や資源化の研究

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
資源化	① 新たな処理方法や資源化の研究	—————▶				

<p>① 新たな処理方法や資源化の研究</p> <p>技術の進展や新たな需要の発生により可能となるごみの資源化を研究し、費用対効果を考慮しながら実施を検討する。</p>	
前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の研究 ・「その他の紙」の対象品目の拡大 ・布団の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み紙おむつの資源化に関する研究 <p>※第4章「後期実施計画の重点目標」3.「使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究」を参照</p>

(8) 中間処理施設における適正処理と再資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
中間 処 理	① 環境負荷を抑えた処理施設の運転	→				
	② 新たな中間処理施設の整備・運転		→	→	→	→
	③ 剪定枝資源化の継続実施		→	→	→	→
	④ 災害廃棄物の処理		→	→	→	→
	⑤ 他の自治体との連携		→	→	→	→
	⑥ 適正処理困難物の取扱		→	→	→	→
	⑦ 中間処理に関する許可		→	→	→	→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

① 環境負荷を抑えた処理施設の運転

現施設は竣工から28年（現ごみ処理基本計画策定時）が経過しているが、規制値をクリアした適正な運転管理を行う。

前期実績	後期計画
・規制値をクリアした適正な運転管理の実施	・前期事業の継続 ・令和2年度新環境クリーンセンター竣工

② 新たな中間処理施設の整備・運転

循環型社会の形成に資するよう、廃棄物の適正処理と再資源化のための新中間処理施設を「新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成25年1月策定）」の基本理念に基づき整備・運転する。

前期実績	後期計画
・「新環境クリーンセンター施設整備基本計画」の基本理念に基づいた整備	・「新環境クリーンセンター施設整備基本計画」の基本理念に基づいた整備・運転

③ 剪定枝資源化の継続実施

平成12年からモデル事業として実施している剪定枝の資源化については、可燃ごみの減量や資源化促進のため、新施設でも継続して実施する。

前期実績	後期計画
・剪定枝資源化の実施	・前期事業の継続 ・リサイクル物の有効活用方法の検討

④ 災害廃棄物の処理

台風、洪水、地震等災害時のごみ処理について必要な処理体制、処理方法などの検討を行う。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の処理体制や処理方法などの検討 ・災害廃棄物処理計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続 ・災害廃棄物処理計画の随時更新

⑤ 他の自治体との連携

資源の循環利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を検討する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・資源の循環利用、大規模災害時の対応等についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

⑥ 適正処理困難物の取扱

国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れない。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づいた適正処理困難物の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

⑦ 中間処理業に関する許可

一般廃棄物の中間処分業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないものとする。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が再利用・再生利用されることが確実であると本市が認める場合については、必要に応じて検討する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成の観点による許可の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期事業の継続

(9) 最終処分量の削減と適正処理

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
処 最 分 終	① 焼却灰の資源化の検討・実施	→	→	→	→	→
	② 富士環境保全公社への処理委託	→	→	→	→	→
	③ 次期最終処分場の検討・整備	→	→	→	→	→

① 焼却灰の資源化の検討・実施 最終処分量を抑えるため、焼却灰の資源化（セメント原料化、焼成処理による路盤材化等）を検討・実施する。	
前期実績	後期計画
・焼却灰の資源化の検討・実施	・焼却灰の再資源化

② 富士環境保全公社への処理委託 最終処分が必要な廃棄物は、(株)富士環境保全公社への処理委託を継続し適正に処分する。	
前期実績	後期計画
・富士環境保全公社への処理委託の継続	・前期事業の継続

③ 次期最終処分場の検討・整備 次期最終処分場は(株)富士環境保全公社が整備する。整備に当たっては、(株)富士環境保全公社と市及び関係者が協議・検討する。	
前期実績	後期計画
・市及び関係者による協議・検討に基づき富士環境保全公社が整備	・前期事業の継続

(10) 効率的・効果的な計画の推進と進行管理

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
進行 計画 推進 管理	① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理	→	→	→	→	→
	② 市民が参画する計画推進	→	→	→	→	→
	③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備	→	→	→	→	→
	④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討	→	→	→	→	→

① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理

学識経験者や各種団体の代表、市民公募委員などで構成する廃棄物減量化等推進審議会によるごみ処理基本計画のチェックを行う。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理基本計画の進行管理 後期実施計画の審議 	<ul style="list-style-type: none"> 前期事業の継続 新ごみ処理基本計画の審議

② 市民が参画する計画推進

計画を推進する具体的施策の実施に当たり、世論調査や懇話会の実施など、市民参画を実現する。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> 各種市民調査の実施 だっくす食ん太くんのモニター調査（平成 22、23 年度） 生ごみ水切りモニター調査（平成 28 年度） ごみ減量に関するアンケート調査（平成 29～令和元年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 前期事業の継続

③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備

計画を推進するに当たり、必要な例規の見直しや整備を行う。

前期実績	後期計画
<ul style="list-style-type: none"> 富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正（持ち去りの禁止について規定）（平成 30 年度） 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度の改定、廃止対象品にコンポストを追加（平成 29 年度） 制度の廃止（平成 30 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要性や状況に応じた見直しの検討・実施

④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討

効果的・効率的な計画推進を実施できる組織体制を検討する。

前期実績	後期計画
	<ul style="list-style-type: none"> 新環境クリーンセンター稼動に伴う組織改正

第4章 後期実施計画の重点目標

後期実施計画においては、「リサイクルよりリユース、リユースよりリデュース」の考え方のもと、以下の施策を重点的に行うものとする。

1. 食品ロス削減

食品ロスとは、本来なら食べることができたのに捨てられてしまった食品（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）のことであり、日本は年間 600 万トン以上の食品ロスが発生していると推計されている。

令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」）が施行され、第 4 条にて「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定された。

本市では、家庭から排出される燃えるごみには手付かずの食品（直接廃棄）だけで年間約 1,250 トン（平成 29 年度推計値）の食品ロスが含まれていると推計されており、事業系一般廃棄物の中にも大量の食品ロスが含まれているものと想定される。

これらをふまえ、家庭系及び事業系可燃ごみの発生を抑制（リデュース）するため、食品ロス削減に取り組むものとする。

（1）家庭系食品ロスの削減（施策の柱「2 家庭系ごみの減量と資源化」に該当）

【スケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
家庭系食品ロスの削減	① 食品ロスに関する意識調査	→	→	→	→	→
	② 食品ロス削減月間における啓発	→	→	→	→	→
	③ 啓発資材の作成・配付	→	→	→	→	→
	④ さまざまなツールによる情報発信	→	→	→	→	→
	⑤ 食品ロス削減講座の実施	→	→	→	→	→

実施施策	実施期間
① 食品ロスに関する意識調査 市民の食品ロスに関する意識を調査し、効果的な施策の検討資料とする。	R2～R6
② 食品ロス削減月間における啓発 食品ロス削減推進法に規定された食品ロス削減月間（10月）および、本市独自の食品ロス削減強化期間（12月～1月）に食品ロス削減の啓発を行う。	同上
③ 啓発資材の作成・配付 食品ロス削減啓発資材を作成・配付することにより、食品ロス削減に対する意識の醸成を図る。	同上

④ さまざまなツールによる情報発信 SNS や情報紙等を通じて情報発信をすることにより、食品ロス削減に対する意識の醸成を図る。	同上
⑤ 食品ロス削減講座の実施 食品ロス削減講座を実施することにより、食品ロスに対する意識の醸成を図る。	同上

(2) 事業系食品ロスの削減（施策の柱「3 事業系ごみの減量と資源化」に該当）

【スケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
事業系食品ロスの削減	① 事業系食品ロスの実態調査	—————▶				
	② 小売業や飲食店と協力した啓発	—————▶				
	③ 事業者の食品ロス削減意識の向上	—————▶				
	④ 事業系食品ロス削減の支援	—————▶				

実施施策	実施期間
① 事業系食品ロスの実態調査 事業系食品ロスの実態を調査し、効果的な施策の検討資料とする。	R2～R6
② 小売業や飲食店と協力した啓発 廃棄品や食べ残しの減少を図るため、小売店や飲食店と協力し、市民に対する啓発を行う。	同上
③ 事業者の食品ロス削減意識の向上 事業者を対象とした啓発を行うことにより、事業者の食品ロス削減に対する意識の醸成を図る。	同上
④ 事業系食品ロス削減の支援 飲食店における持ち帰りの推進や見切り品の販売促進など、事業系食品ロス削減の取り組みを支援する。 また、SNS 等の様々なツールを用いて、市民に対し、事業者の食品ロス削減の取り組みに関する情報発信を行う。	同上

2. 「その他の紙」の分別及び回収の推進（施策の柱「2 家庭系ごみの減量と資源化」に該当）

古紙の多くを占める新聞や雑誌の発行部数が減少していることに伴い、古紙の回収量は減少傾向にあるが、可燃ごみへの混入率は約7%と横ばいで推移している。

このことから、可燃ごみに混入しがちな「その他の紙」の分別を進め、混入率を5%以下とすることを目標とし、各施策を行うこととする。

【スケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
その 他の 紙の 分別 推進	① 地域と連携した分別の推進	→				
	② 教育機関と連携した分別意識の醸成	→				
	③ 排出方法の検討	→				
	④ その他の紙専用紙袋の配布	→				

実施施策	実施期間
① 地域と連携した分別の推進 町内会（区）の会合や地域での行事において啓発活動を実施する。	R2～R6
② 教育機関と連携した分別意識の醸成 児童等を対象とした出前講座においてその他の紙の分別についての啓発を行う。	同上
③ 排出方法の検討 市民にとって排出しやすい方法の検討を行う。	同上
④ その他の紙専用紙袋の配布 転入者等に対しその他の紙の分別を促すため、「その他の紙専用紙袋」を配布する。	同上

3. 使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究

(施策の柱「7 新たな処理方法や資源化の研究」に該当)

現在、介護施設等から排出された使用済み紙おむつは、一般廃棄物として環境クリーンセンターで焼却処分を行っているが、超高齢社会を迎え、今後、排出量が増加することが想定される。

このことから、本市における使用済み紙おむつの再資源化の実施可能性について、調査・研究を行うこととする。

【スケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
紙おむつ	① 再資源化実施に向けた調査	—————▶				
	② 再資源化実施可能性の検討	— —	— —	— —	— —	▶

実施施策	実施期間
① 再資源化実施に向けた調査 市内の介護施設等から排出される使用済み紙おむつの総量及び処理費用の調査を行う。 また、紙おむつリサイクル実施自治体の調査を行う。	R2～R6
② 再資源化実施可能性の検討 調査を踏まえてリサイクル事業の実施可能性についての考察を行う。	同上

4. 海洋プラスチック問題への対応（施策の柱「4 不法投棄対策」に該当）

海洋プラスチック問題の実態を正しく理解し、ポイ捨て・不法投棄を撲滅し、不必要な使い捨てプラスチックの発生を抑制（リデュース）するため、国・県の動向を確認しつつ、市民・企業・団体等への周知に努めることとする。

【スケジュール】

	施策の詳細	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
海洋プラスチック	① 国・県における取り組みの情報収集	→				
	② 使い捨てプラスチックの削減	→				
	③ 教育機関との連携	→				
	④ 「プラスチック・スマート」キャンペーンの周知	→				

実施施策	実施期間
① 国・県における取り組みの情報収集 持続可能な社会の実現に向け、国や県が展開する事業について、情報の収集を行う。	R2～R6
② 使い捨てプラスチックの削減 レジ袋有料化への対応や、啓発活動を行う。	同上
③ 教育機関との連携 児童等を対象とした出前講座において海洋プラスチックについての啓発を行う。	同上
④ 「プラスチック・スマート」キャンペーンの周知 プラスチックごみ削減の取り組みを行っている市民・企業・団体等に、「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加を呼びかける。	同上

第5章 計画の進行管理

1. 進行管理方法

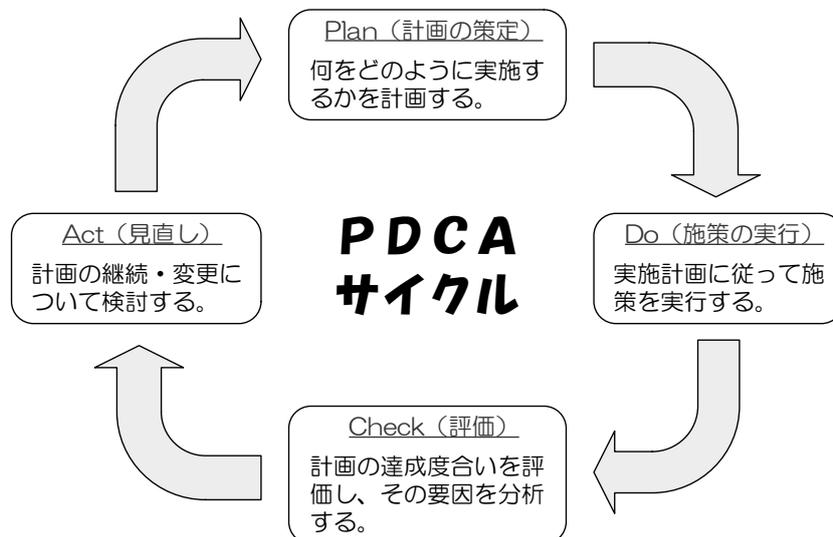
本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにて見直しを行っていく。

本計画については、2020年度から2024年度まで実行し、最終年度の2024年度に実施内容の評価を行い、同年度末までに見直しして次期ごみ処理基本計画の策定につなげるものとする。

なお、本計画の最上位計画となる富士市総合計画の更新等により、文言の修正が必要となった場合は、随時修正を行っていくものとする。

計画の進行管理内容

項目	内容
Plan（計画の策定）	ごみの減量や収集・処理・処分など計画を策定する。また、「目標」や「施策や方針」などを広く市民や事業者にも周知する。
Do（実行）	市民・事業者との連携を図りながらの施策を実行する。
Check（評価）	市がごみ処理システムの改善・進捗に関する評価を行い、5年ごとに評価を行う。
Act（見直し）	5年後に実施計画を見直すものとする。 計画期間が完了した年には、計画の改定を行う。

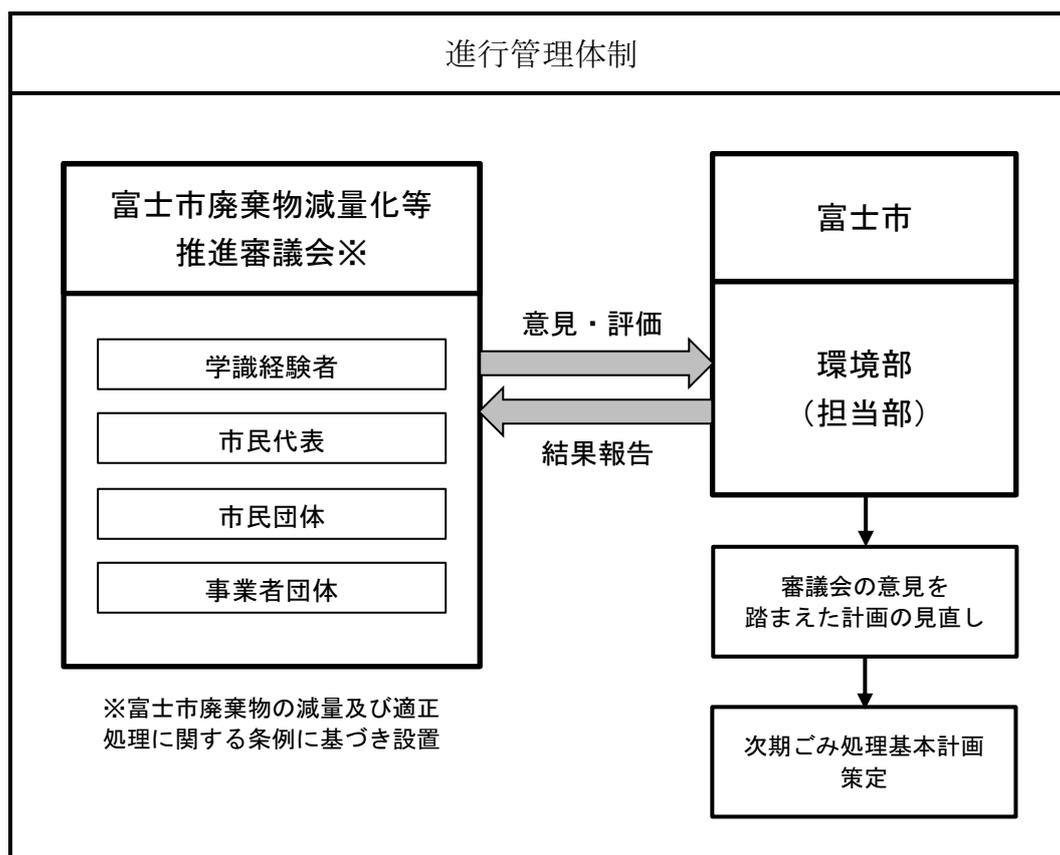


PDCAサイクルのイメージ

2. 進行管理体制

本計画については、今後5年間の取組実施に対して、評価を行っていくが、その体制については富士市廃棄物減量化等推進審議会（以下、「審議会」という。）を活用するものとする。

また、学識経験者や市民代表、市民団体や事業者団体など幅広い見識を有する委員で構成し、多様な立場から評価できる体制を整える。この審議会の意見や評価を踏まえて、次の5ヶ年計画となる次期ごみ処理基本計画の策定を行っていく。



3. 情報公開

計画及び施策の実施結果、審議会の意見・評価結果については、広報紙やホームページ等を活用して情報公開を行っていくものとする。

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024

後期実施計画

発行 令和2年4月

発行者 富士市環境部廃棄物対策課

静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL 0545-55-2769 FAX 0545-51-0522

ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号

R 2 - 1